

個人情報保護条例（平成 13 年岩手県条例第 7 号。以下「条例」という。）第 70 条の規定により、平成 19 年度における各実施機関の個人情報の開示についての実施状況を次のとおり公表する。

平成 20 年 5 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 個人情報取扱事務の登録件数

実施機関の区分	計	事務の種類		
		全庁共通事務	出先機関共通事務	固有事務
知事	915	123	236	556
議会	21	10	0	11
教育委員会	98	18	23	57
公安委員会	2	0	0	2
警察本部長	189	92	30	67
選挙管理委員会	5	0	0	5
監査委員	11	8	0	3
人事委員会	20	8	0	12
労働委員会	14	6	0	8
収用委員会	6	0	0	6
海区漁業調整委員会	8	0	0	8
内水面漁場管理委員会	7	0	0	7
医療局長	27	12	10	5
企業局長	14	9	0	5
県が設立した地方独立行政法人	53	0	0	53
計	1,390	286	299	805

注 1 「全庁共通事務」とは、本庁各室課等、出先機関及び県が設立した地方独立行政法人において共通して実施している事務をいう。（当該事務を実施しているのが部局内あるいは数部局の室課等の場合もこの区分に該当する。）

2 「出先機関共通事務」とは、出先機関が処理する事務であって、複数の出先機関において共通して実施している事務をいう。

3 「固有事務」とは、特定の本庁及び県が設立した地方独立行政法人の室課等又は出先機関においてのみ実施している固有の事務をいう。（当該事務のある本庁及び県が設立した地方独立行政法人の室課等又は出先機関が主として行い、他の本庁及び県が設立した地方独立行政法人の室課等又は出先機関が従として行っている場合もこの区分に該当する。）

2 個人情報の開示請求等の件数

請求区分	計	受付窓口				担当課等
		行政情報センター	行政情報サブセンター・行政情報コーナー	議会の個人情報窓口	警察本部情報センター・警察署情報センター	

開示請求	35	9	15	0	11	0	—
口頭開示請求	6,651	79	9	0	2	95	6,466
計	6,686	88	24	0	13	95	6,466

注1 訂正請求、利用停止請求及び是正申出については、請求又は申出がなかった。以下同じ。

2 「開示請求」とは、条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）の開示請求をいう。以下同じ。

3 「口頭開示請求」とは、口頭により開示請求をすることができる個人情報の開示請求をいう。

4 「訂正請求」とは、個人情報の訂正請求をいう。

5 「利用停止請求」とは、個人情報の利用停止請求をいう。

6 「是正申出」とは、個人情報の取扱いの是正申出をいう。

7 「行政情報センター」とは、県庁舎内に設置されている個人情報窓口をいう。

8 「行政情報サブセンター」とは、各地区合同庁舎（奥州地区合同庁舎江刺分庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く。）並びに遠野及び千厩行政センター庁舎内に設置されている個人情報窓口をいう。

9 「行政情報コーナー」とは、県外事務所内に設置されている個人情報窓口をいう。

10 「議会の個人情報窓口」とは、岩手県議会事務局内に設置されている個人情報窓口をいう。

11 「警察本部情報センター」とは、警察本部内に設置されている個人情報窓口をいう。

12 「警察署情報センター」とは、各警察署内に設置されている個人情報窓口をいう。

13 「県が設立した地方独立行政法人の個人情報窓口」とは、公立大学法人岩手県立大学内に設置されている滝沢及び宮古の個人情報窓口並びに地方独立行政法人岩手県工業技術センター内に設置されている個人情報窓口をいう。

14 「担当課等」とは、7～13に掲げる受付窓口以外で口頭開示請求を実施することができる受付窓口をいう。

3 実施機関別の個人情報の開示請求等の件数

実施機関の区分	計	請求区分	
		開示請求	口頭開示請求
知事	134	18	116
議会	0	0	0
教育委員会	6,420	2	6,418
公安委員会	0	0	0
警察本部長	13	11	2
選挙管理委員会	0	0	0
監査委員	0	0	0
人事委員会	14	4	10
労働委員会	0	0	0
収用委員会	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0
医療局長	10	0	10
企業局長	0	0	0
県が設立した地方独立行政法人	95	0	95

計	6,686	35	6,651
---	-------	----	-------

4 個人情報の開示請求等に対する処理の状況

請求区分	計	処理状況				
		開示	部分開示	非開示	取下げ	処理中
開示請求	35	15	16	2	0	2
口頭開示請求	6,651	6,651	0	0	0	0
計	6,686	6,666	16	2	0	2

5 不服申立ての状況

条例第 16 条各項の決定に係る行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定に基づく不服申立ては、なかった。

6 訴訟の概要

条例第 16 条各項の決定に係る行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定に基づく訴えの提起は、なかった。